

# 納付金（前期高齢者納付金）の大幅増加

## 保険給付費の高水準により

# 3年連続の赤字予算

## 積立金より5億円を取り崩す

### 一般 勘定

予算総額48億2、890万円（前年度予算に比べ104・7%）  
 実質的な経常収支は4億2、173万円の赤字  
 （前年度予算に比べ2億2、827万円の増）

### 収入の柱である保険料収入は42億74

9万円と、前年度予算に比べ1、178万円の増加、経常収入においても前年度予算に比べ448万円の増加と、若干の収入増を見込んでおりますが、

支出面における納付金の大幅増加と保険給付費の高水準により、積立金から5億円を取り崩すこととなりました。

みなさんの病气やけがの医療費にあてられる保険給付費は、前年度予算に比べ1億3、851万円の減少となっておりますが、納付金が前年度予算の拠出金に比べ、121・7%となっております、赤字予算の主要因といえます。

◆保健事業費においては、特定健診・特定保健指導の実施に備えた費用追加や

「健康モリナガ21」への取り組みを中心に引き続き事業の充実を図るため、被保険者1人当たりで2万3、771円、前年度予算に比べ100・5%となっております。

◆以上の収支により、20年度予算は経常収支差引で4億2、173万円の赤字となりました。そのため、積立金から5億円の繰り入れを行い、収支のバランスをとっています。

### 主な特徴点

①収入のほとんどを占める保険料収入は、前年度予算に比べ約100・3%となった。

当健保組合の平成20年度の予算と事業計画が、去る2月28日に開催された第185回組合会において承認・可決されましたので、その概要についてお知らせいたします。

本年度は納付金の大幅増加と保険給付費の高水準により、積立金から5億円の繰り入れを行う結果となりました。

具体的には、予算総額（一般勘定）48億2、890万円、実質的な経常収支で4億2、173万円の赤字予算となりました。

また、この先についても、平成20年度から実施される特定健診・保健指導などの支出増加が多く、引き続き財政体質の改善は重要な課題といえます。

②保険給付費（医療費）は高水準が続いている。

9%（額では2億3、700万円の増）と上昇した。

③納付金は前年度予算の拠出金に比べ、121・7%となった。

以上の状況などにより、3年連続の赤字予算となった。

④保険給付費と納付金の合計で105・

### 介護 勘定

予算総額は、前年度予算に比べ96・7%の3億5、273万円

◆介護勘定の収入は、第2号被保険者である40歳以上65歳未満の被保険者から徴収する介護保険料収入が、前年度予算に比べ1、717万円減の3億4、743万円を見込んでいます。一方の

以上のことから、介護保険料率を千分の11・2%から千分の10・4%に引き下げました。今後とも、適切な保険料収入・納付に努めてまいります。

### 主な特徴点

支出は、社会保険診療報酬支払基金を通じて市区町村に納める介護納付金が3億4、775万円を計上しており、前年度予算に比べ1、141万円の減少となっております。

①保険料率改定  
 介護納付金を割り出す第2号被保険者1人当たりの負担額は4万9、700

## 平成20年度収入支出予算概要表

### 一般勘定

#### ●収入

科 目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)
保 険 料	4,207,486	389,582
国庫負担金収入・他	2,573	238
調整保険料収入	71,835	6,651
繰 入 金	500,000	46,296
国庫補助金収入	3	1
財政調整事業交付金	25,228	2,336
雑 収 入	21,770	2,016
合 計	4,828,895	447,120

#### ●支出

科 目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)
事 務 費	105,232	9,744
保 険 給 付 費	2,179,825	201,836
法 定 給 付 費	2,086,036	193,151
付 加 給 付 費	93,789	8,684
納 付 金	2,106,000	195,000
前期高齢者納付金	874,000	80,926
後期高齢者支援金	767,000	71,018
病床転換支援金	1,000	93
退職者給付拠出金	358,000	33,148
老人保健拠出金	106,000	9,815
保 健 事 業 費	256,731	23,771
財政調整事業拠出金	71,835	6,651
予 備 費	103,453	9,579
そ の 他	5,819	539
合 計	4,828,895	447,120

経 常 収 入 合 計	4,231,828
経 常 支 出 合 計	4,653,557
経 常 収 支 差 引	▲421,729

### 介護勘定

#### ●収入

科 目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介 護 保 険 収 入	347,427	66,177
繰 越 金	5,300	1,010
雑 収 入	2	0
合 計	352,729	67,186

#### ●支出

科 目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介 護 納 付 金	347,745	66,237
介護保険料還付金	4,984	949
合 計	352,729	67,186

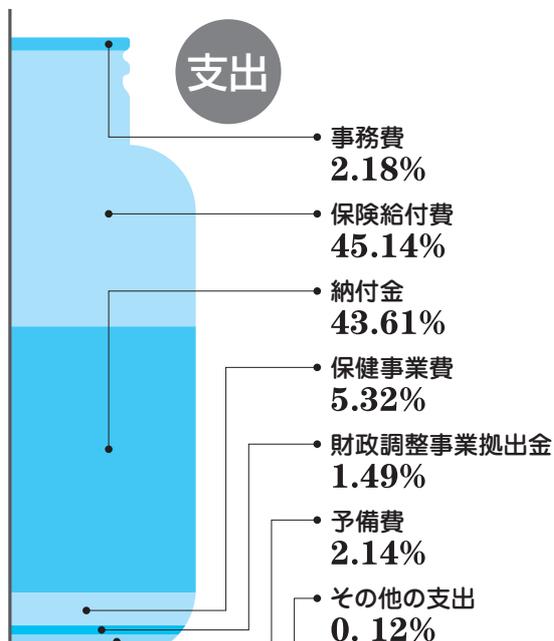
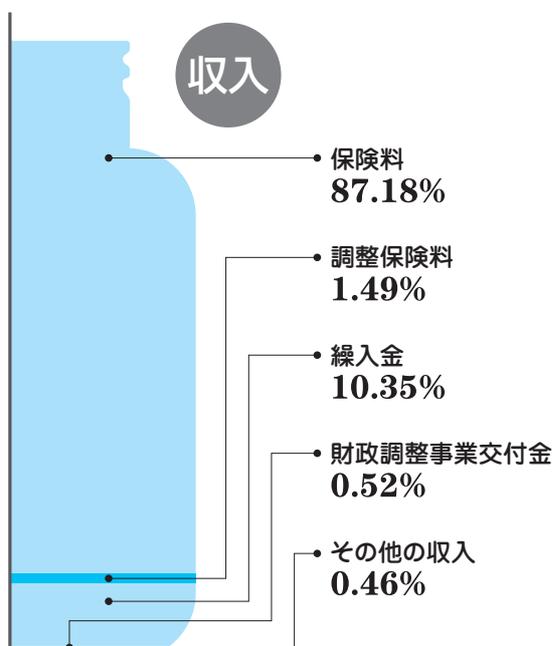
② 法定準備金の積み立ては、すでに積み立て基準（介護納付金の過去3年間の1カ月分平均額）をクリアしているもので、本年度も積み立てしないことで保険料率を算定。

（事業主・被保険者で折半）  
 （事業主・被保険者で折半）  
 ・改定：千分の10・4%  
 ・従来：千分の11・2%  
 ・事業主・被保険者で折半）

円（前年度予算比100・4%）、第2号被保険者数は7、820人（前年度予算比97・6%）、介護保険料還付金は498万円を計上。

#### 収支の割合（一般勘定）

予 算 額 **4,828,895千円**  
 1人当たり額 **447,120円**



# 平成20年度 保健事業のあらまし

当健保組合では、平成20年度の健康づくり事業を次のとおり実施いたします。

本年度「健康モリナガ21」は7年目を迎えますが、引き続き「ハビット」を中心に、

疾病の第一次予防として、生活習慣の改善による「生活習慣病の予防」と、

第二次予防として人間ドック・脳ドックによる「早期発見と早期治療」を重点に展開してまいります。

## 本年度の特徴点

1 **特定健診・特定保健指導**  
がスタートします。

40歳以上74歳未満の被保険者・被扶養者が対象です。

2 機関誌「けんぼモリナガ」  
を年3回発行します。

「ホームページ」

の拡充をはかります。

当健保組合の事業内容周知強化ならびに申請書等の提供サービスを実施します。

4 生活習慣改善キャンペーン「ハビット」を継続実施します。  
参加率向上を目指します。

5 「人間ドック・脳ドック」

「郵送検診(メタボリックシンドローム・生活習慣病)」  
を強化的に継続実施します。

6 「ハローエンゼル健康相談」(電話による健康相談)を継続実施します。

7 「無料歯科健診」の利用を呼びかけます。

法定健診対象外となっている歯科健診の受診推進対策として実施します。

## 1 特定健診・特定保健指導

① 40歳以上74歳未満の被扶養者を対象に最寄りの医療機関を利用して、特定健診を実施します(被保険者は会社の法定健診および人間ドックデータで代用することになります)。

② 特定保健指導については、モデル事業所を設定して実施します。

② 健康づくり運動「健康モリナガ21」の推進

- (i) ポスター(改訂版)を作成および事業所を訪問し、運動の啓蒙を図る。
  - (ii) 事業主主催の「健康づくり教育」実施の促進(随時)
  - (iii) 第7回生活習慣改善キャンペーン「ハビット」の実施(10~11月)
- これまでどおり全員参加の取り組みとします。

## 3 保養施設事業

直営保養所「山中湖保養所」(レイクピアエンゼル)の運営  
唯一の直営保養所です。家族・友人等と一緒にぜひご利用ください。

## 4 疾病予防事業

① 人間ドック(日帰りドック)の実施(年1回・4月~平成21年2月)

本人・家族とも30歳から受診できます。

※人間ドックの結果表は、直接、健診機関から健保組合へも送付されます。

また、人間ドックの結果を事業主が

## 2 保健指導宣伝事業

① 機関誌「けんぼモリナガ」の配布(年3回発行)

きめ細かな情報を提供していきます。

NEW

(vi) 育児雑誌の配布

出産第一子のみを対象として実施

(iv) 「ハローエンゼル健康相談」(電話による健康相談)の継続実施(通年)

(v) 禁煙パッチ費用補助(禁煙支援のため禁煙パッチ代を1万円補助)の継続実施(通年)

実施する法定健診に代えることができます。その場合は、結果表が届きましたら写しを健康管理室または事業所担当者へ提出してください。

※「人間ドック利用申込書」の記入にあたっては、事業所名・所属を正確に記入されますようお願いいたします。

※受診期間は、4月から翌年2月までですが、できるだけ12月頃までに受診するようにしてください。

※利用料金（受診者負担割合）  
被保険者（本人）

・日帰りドック契約料金の15%  
被扶養者（家族）

・日帰りドック契約料金の20%

②脳ドックの実施（オプション）  
本人・家族とも40歳以上5歳刻みごと

（40・45・50…歳）の節目年齢に該当する方が受診対象者となります。

※人間ドックとのセット受診となり、脳ドックのみの受診は不可です。

※利用料金（受診者負担割合）  
被保険者（本人）・被扶養者（家族）

・脳ドック契約料金の50%

③郵送検診（メタボリックシンドローム・生活習慣病）の実施（10月）  
40歳未満の家族で20年度に人間ドックを受診されない方が対象となります。

※受診方法は、申込者のご自宅に検診用キットが届くので、それにより指先から1滴の血液を採取し、その検体を郵送で返送してください。後日、



結果がご自宅に届けられます。

※検査内容は血液生化学14検査（蛋白代謝・肝機能・脂質・尿酸・腎機能・糖尿病）です。

※利用料金（自己負担）は1,000円（費用の20%）です。

④無料歯科健診（通年）

本人と家族が対象となります。健診を希望される場合は、直接、「歯科健診センター」（歯科健診業務委託先機関）に予約を行ったうえで、勤務先やご自宅の近隣の提携歯科医院にて受診してください。健診にかかる費用の負担はありません。また、健診後、治療などを要する場合、健診を受けた歯科医院

での受診の強要はありません。詳しくは、本誌封入のリーフレットでご確認ください。

## 5 福祉事業（通年）

①「介護機器の購入・レンタル費用の補助」

在宅で介護を必要とする高齢者および介護をする家族を経済的に支援する制度です。介護ベッド、車椅子等の在宅介護機器用品の購入・レンタル費用の補助として、年間10万円を限度に、購入価格またはレンタル価格の50%を補助します。

②「高額医療費にかかわる資金の貸付」  
思わぬ疾病により高額な医療費が発生した場合、医療費の一部を無利子で貸付します。貸付額は高額療養費見込額の9割です。

③「出産費にかかわる資金の貸付」  
出産にかかわる当座の資金として35万円を無利子で貸付する制度です。

## 6 家庭常備薬の斡旋

（年2回、4～6月・9～11月）  
従来行っている家庭常備薬の特価斡旋を、引き続き行います。本誌封入のリーフレットでご確認ください。

## 「特定健診・特定保健指導」のスタートにあたって

平成20年度

# 当健保組合の実施計画について

平成20年4月より、新たな法律（高齢者医療法）に基づき、「40歳以上74歳未満の被保険者と被扶養者（家族）は全員、年に一度、健診と必要に応じた保健指導を受けること」になっています。

平成20年度の当健保組合の実施計画につきましては、次のような取り組みを進めてまいります。

### 「特定健診」について

被保険者の方は、従来どおり会社（事業所）で健康診断（法定健診）を受診されている場合、改めて特定健診を受診する必要はありません。また、人間ドックを受診して法定健診に代用されている方も同様です。

被扶養者（家族）の方は、「健康保険組合連合会」（以下健保連）と「代表健診機関団体」との**集合契約\***（以下集合契約Aタイプ）を利用し受診していただく予定です。

その際、医療機関に提出する「受診券」を当健康保険組合にて発行し、平成20年6月末（予定）に最寄りの健診機関リストと併せてダイレクトメールにて発送します（この受診券を健診機関に提出することにより健診費用は無料となります。健診費用は当健康保険組合で負担しますが、交通費等は自己負担となります）。

なお、人間ドックと特定健診の両方を受診することはできません。

#### \*「集合契約」とは？

全国各地に居住する健康保険組合の被扶養者（家族）が、地元など身近な医療機関にて受診できるように健診などの機会を確保することと、個々の契約等の事務簡素化を図ることを目的とする契約です。

### 「特定保健指導」について

それぞれの健診数値に基づき、健康リスクの度合いが低いリスク者、中程度のリスク者、高いリスク者に区分され、一定期間それぞれに応じた保健指導がなされます。初年度にあたる平成20年度の実施計画としては、モデル事業所を設定したうえで取り組みを進めてまいります（保健指導については外部委託となります）。

モデル事業所は、森永製菓健康管理室管轄事業所のうち森永製菓ならびに森永乳業に所属する者。森永製菓・東海支店ならびに森永乳業・東海支店に所属する者とします。

今後、推移を見ながら21年度以降、順次拡大していくこととします。



健康保険組合として「特定健診・特定保健指導」は初めての取り組みとなります。したがって個々の問題等が発生した場合、都度対応していくこととします。

以上が平成20年度の実施計画となります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※P14-15もご参照ください。

## 特定健康診査等の実施方法に関する 基本的な事項

### ① 特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、40歳以上の健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### ② 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、40歳以上の被保険者については事業主が法定健診に包含して実施し、健保組合は事業主からデータを受領するとともに、40歳以上の被扶養者について今後は当健保組合が主体となって特定健診を行い、そのデータを管理する。また、被保険者、被扶養者ともに人間ドックに代替した特定健診受診の場合も同様である。

### ③ 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主が健診を実施した場合、健診費用は事業主が負担する。保健指導は当健保組合がその費用により実施する。

### ④ 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、40歳以上の対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

平成  
20  
年度

平成  
24  
年度

の  
5  
年  
間  
の  
計  
画  
で  
す

特定健康診査等実施計画（抜粋）

森永健康保険組合 平成20年2月

次のような場合も届出が必要になります。

4月より  
後期高齢者医療制度へ  
移行される方

配偶者がパートなどの仕事を始め、被扶養者\*の範囲を超える収入を得たとき

\*被扶養者として認められる収入は、年収が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）です。

扶養していた父母が  
他の兄弟などに扶養される  
ことになったとき

※これ以外にも、年金受給開始時や失業給付受給開始時にも届出が必要です。詳しくは、当健保組合にお問い合わせください。

## 特定健康診査等の実施方法

### ①受診方法

当健保組合が、被保険者・被扶養者のうち特定健診等対象者分の受診券をダイレクトメールにより対象者に送付する。

当該被保険者・被扶養者は、受診券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診する。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外（オプション等）を受診した場合はその費用は個人負担とする。

### ②特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、初年度モデル事業所を設定し、順次拡大していくこととする。

### ③個人情報の保護

当健保組合は、森永健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事（事務長）とする。またデータの利用者は当健保組合担当職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

### ④特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年特定健診等対策委員会において見直しを検討する。

また、平成22年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合やその他必要がある場合には見直すこととする。

以上が特定健康診査等実施計画の抜粋になります。☆なお、特定健康診査等実施計画(全文)はホームページに掲載しています。

## 達成目標

### ①特定健康診査の実施に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率を80.8%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
被保険者	96.0	96.5	97.0	97.5	98.0	—
被扶養者	30.0	35.0	40.0	43.0	45.0	—
被保険者+被扶養者	74.5	76.5	78.5	79.8	80.8	80.0

### ②特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率45.0%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

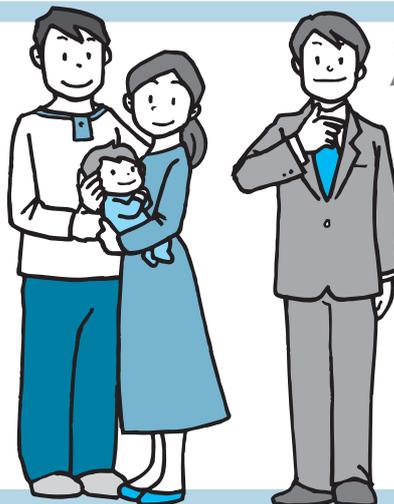
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
40歳以上対象者	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	—
特定保健指導対象者数(推計)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	—
実施率(%)	10.0	20.0	30.0	40.0	45.0	45.0
実施者数	200	400	600	800	900	—

- ・初年度についてはモデル事業所を設定し取り組み、順次拡大していく。
- ・委託先については複数を予定し、都度結果を検証し実施していく。

### ③特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。

春は  
異動の時期です！  
「異動届」を忘れずに



届は  
5日以内に  
提出を！

結婚・離婚・出生・就職・死亡などにより、扶養家族が増えたり減ったりしたときは、「被扶養者【異動届】」が必要です。異動の手続きをしないと、保険診療が受けられなくなったり、被扶養者でない人の医療費をみなさんの保険料から支払わなければならなくなります。

異動があった場合は、必ず「被扶養者【異動届】」に保険証を添えて、5日以内に健保組合へ提出してください。